

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年7月4日)

開催日及び場所		令和4年6月23日(木曜日) 第2会議室			
委員		佐々木 優 (税理士) 増谷 康博 (弁護士) 折原 博樹 (公認会計士)			
審議対象期間		令和3年10月1日～令和4年3月31日			
審議対象案件		362件 うち、1者応札案件153件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件			
抽出案件		16件 うち、1者応札案件7件 (抽出率4.4%) (抽出率4.6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		4件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		0件	
	業務	一般競争		4件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
簡易公募型プロポーザル			該当なし		
標準型プロポーザル			該当なし		
その他の随意契約			0件		

物品・ 役務等	一 般 競 争	8件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	0件
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	1 予定価格はどのような方法 で決められるのか。	1 物品はカタログや公表されて いる価格を基に算出している。 工事は、積算要領に基づき、 各年の労務単価や機械損料等を 計算した直接工事費と直接工事 費に対する割合を基に計算する 間接費により算出している。
	2 一部の工事において、入札 金額が予定価格と近い金額と なっているのは、積算要領が 公表されているためであると 考えてよいか。	2 そのとおりと思われる。
	3 AA1の成果物としては報告 書ということか。そうであれ ば、どのような報告書である のか。	3 成果物は報告書である。本業 務である流域別調査は当該流域 の森林の荒廃状況等を調査し、 復旧対策や予防対策がどのくら い必要であるのかを調べるもの であり、100ページ程のもので ある。
	4 入札方式別発注工事総括表 をみると、前回の同表と比較 して落札率が低い印象である が、季節的なことが考えられ るのか。	4 特に分析はしていないが、結 果的にこのような落札率になっ たものと思われる。季節的なも のは無いものと思われる。
	5 指名停止とした大和ハウス 工業株式会社は北海道森林管 理局と関わりがあるのか。	5 直接関わりは無いが、当局の 競争参加資格を有していたこと から、本庁の指示により指名停 止とした。
	6 生産事業の事業等級の差違 はどのように決まるのか。	6 事業の発注規模により事業等 級が異なり、規模が大きいと A、小さくなるにつれてBやC となる。
7 A1の床固工の規模はどのく らいのものであるのか。	7 長さ62.3m、高さ8mの規模 の治山ダムである。	

	<p>8 入札の競争参加資格の要件を満たしていれば、工事等の現場や発注署に会社が無くても入札に参加できるのか。 できるのであれば、遠隔地の事業者は近隣の事業者よりも間接経費が多く掛かってしまうので、工事の質が担保されないということはないのか。</p> <p>9 物品・役務の調達方法別総括表をみると、物品調達は工事や役務と比較して落札率が低いですが、予定価格の算出方法は適正であるのか。</p>	<p>8 北海道地域の競争参加資格を有する者であれば入札に参加することができる。 遠隔地の業者であっても、間接経費を見込んで落札しているので工事の質に問題は無いものと考えている。 また、遠隔地の業者は地元の下請け業者を使う場合もある。</p> <p>9 インターネット等で公表されている物品の価格には様々あり、一番低い金額を予定価格にすると調達できる業者が限られてしまうので、平均的な金額になるよう予定価格を算出している。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。</p>	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。